

山口県報

平成20年
8月15日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 自然公園法第七条第四項の規定による公園事業の決定 (自然保護課)……………三
- 山口県立自然公園条例第六条第一項の規定による公園事業の決定 (自然保護課)……………三
- 公共海岸の指定 (港湾課)……………三
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)……………四
- 土地改良区役員の届出 (農村整備課)……………四
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………四
- 教習指導員審査の実施……………七
- 公安委公告
契約の締結……………一〇
- 監査公表……………一
- 監査公表……………一
- 雑報……………一
- 県報の正誤 (平成十九年九月二十八日山口県報の別冊ほか一件)……………一



山口県告示第三百八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第一百十号) 第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月十五日から同年九月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公眾の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 デリカウイング株式会社
住 所 広島県廿日市市宮内工業団地二番地の五
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 デリカウイング株式会社岩国工場
所在地 岩国市田原二六六番地の三
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の四の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目		構造				使用の方法	
	変更前	変更後	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
六六の四	一〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	平成二〇、 九、五	平成二〇、 九、五	平成二〇、 九、五	連続	二〇時間	変動あり

備考 「六六の四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	
六六の四	水素イオン濃度 (水素指数)	六・八	八・六	五・八	二四八
	化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇〇	四〇〇	二五〇	
六六の四	浮遊物質 (mg/l)	三〇〇	四〇〇	二五〇	二四八
	動植物油脂類 (mg/l)	三〇	八〇	一五〇	
六六の四	窒素 (mg/l)	四〇	一五〇	二〇	二四八
	リン (mg/l)	一〇	四〇	二〇	

(三) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目		能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工事着手予定 (年 月 日)	工事完成予定 (年 月 日)	使用開始予定 (年 月 日)
	変更後	変更前								
排水処理施設	鉄筋コンクリー	ト製	二〇〇	接触ばっ気連	続	二四時間	変動あり	(既)	(設)	
	二四〇									

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	
排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	六・八	八・六	五・八	二四〇
	化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇〇	四〇〇	二五〇	
排水処理施設	浮遊物質 (mg/l)	三〇〇	四〇〇	二五〇	二四〇
	動植物油脂類 (mg/l)	三〇	八〇	一五〇	
排水処理施設	窒素 (mg/l)	四〇	一五〇	二〇	二四〇
	リン (mg/l)	一〇	四〇	二〇	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	項 目		排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
排水口	水素イオン濃度 (水素指数)	六・八	八・六	五・八	二四〇
	化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇〇	四〇〇	二五〇	
排水口	浮遊物質 (mg/l)	三〇〇	四〇〇	二五〇	二四〇
	動植物油脂類 (mg/l)	三〇	八〇	一五〇	
排水口	窒素 (mg/l)	四〇	一五〇	二〇	二四〇
	リン (mg/l)	一〇	四〇	二〇	

会規則第三号。以下「規則」という。) 別記様式第一号によること。

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千一百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千一百円
備考 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月十七日(水曜日)及び同月十八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月十八日(木曜日)及び同月十九日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(一) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月十九日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能		四千六百元

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

七千九百五十円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

三千二百円

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第三十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年八月十五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月二十二日(月曜日)及び同月二十四日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

八 その他

備考
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。))別記様式第一号によること。
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 審査の種類 教習指導員審査(普通)	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成二十年九月二十四日(水曜日)及び同月二十五日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 一万二千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月二十五日(木曜日)及び同月二十六日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一)	教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二)	規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三)	写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六	運転免許証の提示	
七	審査手数料	九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
審査	細目	減ずる額
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減するものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月二十六日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円

二 技能教習に必要な教習の技能

二千元

三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年八月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部交通部運転管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

集合教育用四輪運転シミュレーター 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十年七月三日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号

六 落札金額

七千五百六十八千円

七 入札公告日

平成二十年五月二十三日

八 その他

- (一) 契約担保者
山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法
借入れ
- (三) 落札方式
最低価格



監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、これを公表します。

平成20年 8 月 15 日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	神 田 忠 二 郎
同	村 田 博

通知に係る事項

農業振興課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成18年度における収入証紙による肥料登録手数料の収入については、平成20年 5 月 31 日に適正な処理を行った（監査年月日 平成19年10月25日）。

防府健康福祉センター

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成17年度における収入証紙による病院等開設許可手数料の収入については、平成19年 5 月 31 日に適正な処理を行った（監査年月日 平成18年10月26日）。



正 誤

平成十九年九月二十八日山口県報の別冊

		ページ
		四三
		張
(1) 収入総額	55,624,458	
ア 前年繰越額	9,868,399	
イ 本年収入額	45,756,059	
(2) 支出総額	49,400,711	
(3) 翌年繰越額	6,223,747	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (人数)	8,068,905	
イ 寄附	6,068	
ウ 寄附 (内訳別掲)		
ア 個人からの寄附	10,764,253	
イ 小 計	10,764,253	
ウ 寄附合計	10,764,253	
エ 借入金	1,100,000	
ウ 五島 博	1,100,000	
エ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
ウ 日本共産党山口県委員会	24,091,747	
オ その他の収入		
ウ 10万円未満のもの	1,731,154	
イ 合 計	45,756,059	
(1) 収入総額	56,145,658	
ア 前年繰越額	9,868,399	
イ 本年収入額	46,277,259	
(2) 支出総額	49,400,711	

(3) 翌年繰越額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費 (人数)

イ 寄附

(ア) 寄附 (内訳別掲)

 2 個人からの寄附

 小 計

 寄附合計

 ウ 借入金

 (ア) 五島 博

 エ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

 (ア) 日本共産党山口県委員会

 オ その他の収入

 (ア) 10万円未満のもの

 合 計

6,744,947	6,068	8,068,905
11,285,453	11,285,453	11,285,453
11,285,453	11,285,453	11,285,453
1,100,000	1,100,000	1,100,000
24,091,747	24,091,747	24,091,747
1,731,154	1,731,154	1,731,154
46,277,259	46,277,259	46,277,259

ページ	額	正
五三	120,000 80,400 155,399 4,586,839 10,764,253	141,000 80,400 155,399 5,087,039 11,285,453
八七	1,184,801 84,801 1,100,000 420,276 764,525	1,184,891 84,891 1,100,000 420,276 764,615
一七八	30,000 34,112 -4,112	49,172 34,112 15,060

平成二十年七月二十二日山口県告示第三百五十九号(平成二十年産水稻の指定種子生産現場の指定)

ページ	段	行	額	正
一	下	一	三三三六五	三三三三六

平成二十年八月十五日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)